

「居宅介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. サービス実施の記録について	7
9. 緊急時の対応	7
10. 事故発生時の対応	7
11. 秘密の保持について	8
12. 虐待防止について	8
13. 損害賠償保険への加入	8
14. 苦情の受付について	8

社会福祉法人みちのく協会
富士見荘指定訪問介護事業所
当事業所は障害者自立支援法第36条第1項の規定により、岩手県の指定を受けています。
岩手県指令盛地保第5066-3号
岩手県指定0311400014

1. 事業者

名称	社会福祉法人みちのく協会
所在地	岩手県八幡平市松尾寄木第11地割13番地1
電話番号	0195-78-2455
代表者氏名	理事長 工藤和子
設立年月日	昭和49年5月31日

2. 事業の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所 平成18年10月1日 岩手県指定 0311400014
事業の目的	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づき居宅介護を適切に提供する。
事業所の名称	富士見荘指定訪問介護事業所（通称：ヘルパーステーションみちのく）
事業所の所在地	岩手県八幡平市柏台2丁目5番15号
電話番号	0195-78-4220
管理者氏名	管理者 谷地 めぐみ
事業所の運営方針について	創始者が掲げた「愛と献身」を基本理念とし、地域福祉の中心的事業所となるよう努める。
開設年月日	平成13年4月1日
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 岩手県指定 0372100776 指定訪問介護（介護予防・日常生活総合支援事業訪問型サービス）

3. 事業実施地域

岩手県八幡平市松尾地区及び西根地区

4. 営業時間

営業日	日曜日から土曜日まで
受付時間	土日祝祭日を除く毎日午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	8:00より18:00まで

5. 職員の体制

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者） 介護福祉士	名	名	1名	事業運営の 総括的管理
2. サービス提供責任者 介護福祉士	名		名	相談・苦情 居宅介護 業務
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	名	名	名	居宅介護 業務
（1）介護福祉士	名	名		居宅介護 業務
（2）介護職員実務者研修課程 修了者				居宅介護 業務
（3）介護職員初任者研修課程 修了者	名	名		居宅介護 業務

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 当事業者が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から居宅介護計画を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

<サービス区分及びサービス内容>
<p>居宅介護</p> <p>① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）</p> <p>○入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。</p> <p>○排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。</p> <p>○食事介助・・・食事の介助を行います。</p> <p>○衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います</p> <p>○通院介助・・・通院の介助を行います。</p> <p>○その他必要な身体介護を行います。</p> <p>※ 医療行為はいたしません</p> <p>② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）</p>

- 調理・・・利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
- ※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。(預貯金通帳・カードはお預かりできません)
- ※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除、除雪等は原則として行いません。
- ③ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額 (契約書第5条参照)

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割(定率負担)を事業者にお支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

- 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額を頂きます。

<利用者負担額の上限等について>

- 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

<償還払い>

- 事業者が介護給付額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。

(3) サービス利用にかかる実費負担額 (契約書第5条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)
- ② 通院介助においてホームヘルパーに公共交通機関の交通費などが必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

1. サービス利用料金	円
2. うち、介護給付費が給付される金額	円
3. サービス利用にかかる利用者負担額（1－2）	円

① 上記の料金には、15%の地域加算、10%の特定事業所加算が含まれております。

特別地域加算 15% 特定事業所加算 10% 介護職員処遇改善加算41.7%

② 新規初回訪問の場合、または過去2ヵ月間サービス提供を受けていない場合に、初回加算200単位/月を頂きます。

初回加算 200単位/月

③ 緊急に市町村が必要と認めた時に居宅介護計画にない訪問介護を行った場合

緊急時訪問介護加算 ー 1回につき100単位（月2回まで）

<利用者負担額の減免について>

[利用者負担に関する月額上限]

○ 1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	9,300円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（2）、及び（3）の①の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行
ウ. 金融機関への振込 金融機関の振込領収書をもって領収証とします

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第6条参照)

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時30分までに事業者に申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	基本料金の50%

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額 (交通費等) の変更

実費負担額 (交通費等) を変更する場合は、原則としてその2カ月前までにご説明いたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客さま相談窓口等にご遠慮なく相談してください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等 (水道・ガス・電気を含む) は無償で使用させていただきます。(ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。)

(3) サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご指示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食(移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます)
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条参照)

本事業所では、関係法令(及び社会福祉法人みちのく協会個人情報に関する基本規則)に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族及び市町村担当職員への連絡を行うことにより24時間対応します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	(Tel)
ご親族	氏名	
	連絡先	(Tel)
その他支援	氏名	
事業者等	連絡先	(Tel)

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客さまに対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客さまがお住まいの市町村に、ご家族、市町村担当職員等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所のサービスにより、お客さまに対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償いたします。(当事業所は、損害賠償保険契約を保険会社と結んでおります。)

11. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえたお客さま及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なく、その業務上知りえたお客さま及びご家族の秘密を漏らしません
- (3) 事業者は、お客さまの医療上緊急の必要がある場合、又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による合意を得た上で、必要な範囲以内でお客さま又はご家族の個人情報を用います。

12. 虐待防止について

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

虐待防止に関する責任者	管理者	谷地 めぐみ
-------------	-----	--------
- (2) 成年後見制度の利用支援を行います。
- (3) 苦情解決体制の整備をしています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 損害賠償保険への加入(契約書第9条参照)

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償責任

1 4. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係

<苦情受付窓口（担当者）> サービス提供責任者 谷地 めぐみ

熊谷 いずみ

<苦情解決責任者> 管理者 谷地 めぐみ

○受付時間 土日祝祭日を除く毎日午前8時30分～午後5時30分

(2) 第三者委員

本事業所（みちのく協会）では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名前	連絡先
中軽米こう子	電話 [REDACTED]
高橋 誠子	電話 [REDACTED]
高橋 まゆみ	電話 [REDACTED]
笹森 忠知	電話 [REDACTED]

(3) 行政機関その他苦情受付機関

八幡平市市役所 福祉事務所（障害福祉係）	所在地 八幡平市野駄第21地割170番地 TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-2102 受付時間 8：30～17：15
岩手県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 盛岡市三本柳 8地割1番3 ふれあいランド岩手 岩手県社会福祉協議会 内 TEL 019-637-8871 FAX 019-637-4255
八幡平市以外の場合 あなたが住まいの市町村の 障害福祉サービス担当課	あなたの障害福祉サービス受給者証を発行した市町村

(4) 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2) なし		

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 谷地 めぐみ

説明者職名 サービス提供責任者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

サービス開始日 年 月 日

障害者総合支援法施行によって

平成 25 年 4 月 p 4 利用者負担額減免事項 p 5 月額上限の件が変更になりました

平成 26 年 4 月 1 日付にて職員体制の介護職員の名称を変更し施行した。

平成 27 年 4 月 1 日付 6-(3)-①介護報酬改定に伴う処遇改善加算率変更

1 4-(2)第三者委員氏名変更

1 4-(3)市役所移転に伴う窓口変更

平成 29 年 4 月 1 日付 2 事業の概要 事業所が行っている他の業務

介護予防から介護予防・日常生活総合支援事業訪問型サービスに変更

6-(3)-①介護報酬改定に伴う処遇改善加算率変更

令和 4 年 4 月 1 日付 1 4-(4) 第三者による評価の実施状況が追加となる

令和 6 年 6 月 1 日付 6-(3)-①介護報酬改定に伴う処遇改善加算率変更

1 4-(2)第三者委員氏名変更・追加

令和 7 年 1 月 1 日付 4 営業時間の変更